

別表第2 (第3条関係)
第1表

貸借対照表

年 月 日現在

事業者名

(単位 千円)

[illegible]

別表第2
第2表

損 益 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名		(単位 千円)	
費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用		営 業 収 益	
電 気 事 業 営 業 費 用		電 気 事 業 営 業 収 益	
水力発電費		電 灯 料	
汽力発電費		電 力 料	
原子力発電費		地 帯 間 販 売 電 力 料	
内燃力発電費		他 社 販 売 電 力 料	
新エネルギー等発電等費		託 送 収 益	
地帯間購入電力料		賠 償 負 担 金 相 当 収 益	
他社購入電力料		廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 収 益	
送電費		廃 炉 等 負 担 金 収 益	
変電費		事 業 者 間 精 算 収 益	
配電費		電 気 事 業 雑 収 益	
販売費		貸 付 設 備 収 益	
休止設備費			
貸付設備費			
一般管理費			
接続供給託送料			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
賠 償 負 担 金 相 当 金			
廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 金			
廃 炉 等 負 担 金			
電 源 開 発 促 進 税			
事 業 税			
開 発 費			
開 発 費 償 却			
電力費振替勘定（貸方）	△		
附 帯 事 業 営 業 費 用		附 帯 事 業 営 業 収 益	
（ 何 ） 事 業 営 業 費 用		（ 何 ） 事 業 営 業 収 益	
営業利益（又は営業損失）	（ ）		
営 業 外 費 用		営 業 外 収 益	
財 務 費 用		財 務 収 益	
支 払 利 息		受 取 配 当 金	
株 式 交 付 費		受 取 利 息	
株 式 交 付 費 償 却			
社 債 発 行 費			
社 債 発 行 費 償 却			
事 業 外 費 用		事 業 外 収 益	
固 定 資 産 売 却 損		固 定 資 産 売 却 益	
(何)		(何)	
雑 損 失		雑 収 益	
当 期 経 常 費 用 合 計		当 期 経 常 収 益 合 計	
当 期 経 常 利 益			
(又は当期経常損失)			
過水準備金引当又は取 引			
過 水 準 備 金 引 当			
(又は過水準備金引当取崩し(貸方))	(△)		
原子力発電工事償却準備金引当又は 取 崩 し			
原子力発電工事償却準備金引当			
(又は原子力発電工事償却 準備引当金取崩し(貸方))	(△)		
特 別 損 失		特 別 利 益	
財 産 偶 発 損		原子力損害賠償資金補助金	
(何)		原賠・廃炉等支援機構資金交付金	
税 引 前 当 期 純 利 益		(何)	
(又は税引前当期純損失)			
法 人 税 等			
法 人 税 等			
(何)			
法 人 税 等 調 整 額			
当 期 純 利 益			
(又は当期純損失)			

(記載注意)

附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の内訳科目のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の100分の10以下である場合は、当該附帯事業については「その他附帯事業営業費用」及び「その他附帯事業営業収益」の科目を用いて一括して記載することができる。また、附帯事業のすべての内訳科目の費用又は収益のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の100分の10以下である場合は、附帯事業営業費用及び附帯事業営業収益の内訳科目の記載を省略することができる。

第3表

株主資本等変動計算書
年 月 日から 年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

	株主資本											評価・換算差額等				株式 引受権	新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	自己 株式 申込 証拠金	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計				
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金												利益 剰余金 合計
							(何) 積立金	繰越利益 剰余金											
当事業年度期首残高										△									
当事業年度変動額																			
新株の発行																			
剰余金の配当								△	△			△						△	
当期純利益																			
自己株式の処分																			
(何)																			
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額（純額）																			
当事業年度変動額合計																			
当事業年度末残高										△									

(記載注意)

- 1 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 株主資本以外の科目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 4 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 6 当事業年度期首残高は、

ごひゅう

遡及適用又は誤謬の訂正をした場合にあっては、当事業年度期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

第4表

事業 者名	個 別 注 記 表			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
事業年度				
1 継続企業の前提に関する注記				
2 重要な会計方針に係る事項に関する注記				
3 会計方針の変更に関する注記				
4 表示方法の変更に関する注記				
4の2 会計上の見積りに関する注記				
5 会計上の見積りの変更に関する注記				
6 誤謬の訂正に関する注記				
7 貸借対照表に関する注記				
8 損益計算書に関する注記				
9 株主資本等変動計算書に関する注記				
10 税効果会計に関する注記				
11 リースにより使用する固定資産に関する注記				
12 金融商品に関する注記				
13 賃貸等不動産に関する注記				
14 持分法損益等に関する注記				
15 関連当事者との取引に関する注記				
16 一株当たり情報に関する注記				
17 重要な後発事象に関する注記				
18 連結配当規制適用会社に関する注記				
18の2 収益認識に関する注記				
19 その他の注記				

(記載注意)

- 1 会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表には、1、4の2、5、7、8及び10から18までに掲げる項目、会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表には、1、4の2、5、14及び18に掲げる項目、会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表には、14に掲げる項目、持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。以下同じ。）の個別注記表には、1、4の2、5及び7から18までに掲げる項目を表示することを要しない。
- 2 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の科目に関連する注記については、その関連を明らかにすること。
- 3 継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該事業者が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - (4) 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（以下「貸借対照表等」という。）に反映しているか否かの別
- 4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、貸借対照表等の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、(4)に掲げる事項には、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。なお、重要な会計方針（顧客との契約から生じる収益に関するものを除く。）については、代替的な会計基準が認められていない場合、注記を要しない。
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

- 5 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)②及び③に掲げる事項を省略することができる。また、個別注記表に記載すべき事項（(3)並びに(4)②及び③に掲げる事項に限る。）が連結注記表（会社計算規則第61条第1号ニに規定する連結注記表をいう。以下同じ。）に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
- (1) 当該会計方針の変更の内容
 - (2) 当該会計方針の変更の理由
 - (3) 遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
 - (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積り（貸借対照表等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）の変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。以下同じ。）と区分することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）
 - ① 貸借対照表等の主な項目に対する影響額
 - ② 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ③ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
- 6 表示方法（貸借対照表等の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（(2)に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
- (1) 当該表示方法の変更の内容
 - (2) 当該表示方法の変更の理由
- 7 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（(3)に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表等にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表等に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - (2) 当該事業年度に係る貸借対照表等の(1)に掲げる項目に計上した額
 - (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 8 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 当該会計上の見積りの変更の内容
 - (2) 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表等の項目に対する影響額
 - (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
- ごびゅう
- 9 誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等における誤謬を訂正したと仮定して貸借対照表等を作成すること）をいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- ごびゅう
- ごびゅう
- (1) 当該誤謬の内容
 - (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

- 10 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
 - ① 資産が担保に供されていること。
 - ② ①の資産の内容及びその金額
 - ③ 担保に係る債務の金額
 - (2) 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産科目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）
 - (3) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (4) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
 - (5) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとの金額又は2以上の科目について一括した金額
 - (6) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
 - (7) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
 - (8) 附帯事業固定資産及び第21条第2項の規定により電気事業の勘定に整理されている固定資産のうち、第2表の損益計算書に記載されている附帯事業（以下「重要な事業」という。）に係る固定資産がある場合には、重要な事業の区分ごとに、専ら重要な事業の用に供する固定資産の金額及び他の事業とに共用される固定資産のうち固定資産の使用形態に応じた合理的な配賦基準によつて重要な事業に配賦した場合の金額並びにその合計額
 - (9) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（②の区別をすることが困難である場合にあつては、①に掲げる事項）
 - ① 当該法令の条項
 - ② 当該準備金又は引当金が1年以内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
- (10) 金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあつては、次に掲げる事項
- ① 契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
 - ② 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本準備金に繰り入れられることが予定されている金額
 - ③ 株式会社日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた場合には、電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律（昭和25年法律第145号）第2条第2項に規定する当該借入先及び借入金額、又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第64条第4項に規定する当該借入先及び借入金額
- 11 損益計算書に関する注記は、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額とする。
- 12 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する事業者は、(2)に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。
- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
 - (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
 - (3) 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
 - ① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
 - ② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
 - (4) 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
 - (5) 当該事業年度の末日における当該事業者が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
- 13 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生的主要原因とする。
- (1) 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - (2) 繰延税金負債

- 14 リースにより使用する固定資産に関する注記は、会社計算規則第108条に規定するファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。
- (1) 当該事業年度の末日における取得原価相当額
 - (2) 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
 - (3) 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
- 15 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社にあつては、(3)に掲げる事項を省略することができる。なお、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - (2) 金融商品の時価等に関する事項
 - (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- 16 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 17 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて定める事項とし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）を除外することができる。ただし、会社計算規則第61条に規定する連結計算書類（以下「連結計算書類」という。）を作成する事業者は、
- (1) 関連会社がある場合は、関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
 - (2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項
- 18 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。この場合において、次に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。ただし、一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引、取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付及び当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引については、記載を要しない。
- (1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項
 - ① その名称
 - ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める事業者が有する議決権の数の割合
 - ③ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
 - (2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
 - ① その氏名
 - ② 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
 - (3) 当該事業者と当該関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な科目別の当該事業年度の末日における残高
 - (8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が貸借対照表等に与えている影響の内容
- 19 一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 一株当たりの純資産額
 - (2) 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (3) 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨
- 20 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。
- 21 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

- 22 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社にあつては、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が記載注意4に掲げる注記すべき事項と同一である場合においては、次に掲げる事項の注記を要しない。
- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報（ただし、個別注記表に注記すべき事項が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）
- 23 その他の注記は、3から22までに掲げるもののほか、貸借対照表等により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

別表第 2
第 5 表

電 気 事 業 営 業 費 用 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	水力発 電費	汽力発 電費	原子力 発電費	内燃力 発電費	新エネ ルギー 等 発電等	地帯間 購入 電力料	他 社 購入 電力料	送電費	変電費	配電費	販売費	休止設 備費	貸付設 備費	一般管 理費	その他	合計
役 員 給 与																
給 料 手 振 替 額 (貸 方)	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
建 設 費 へ の 振 替 額 (貸 方)	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
そ の 他 へ の 振 替 額 (貸 方)	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
退 職 給 与 金																
厚 生 費																
法 定 厚 生 費																
一 般 厚 生 費																
委 託 検 査 針 費																
委 託 集 金 費																
雑 給																
燃 料 費																
石 炭 費																
燃 料 油 費																
核 燃 料 減 損 額																
ガ ス 費																
歴 青 質 混 合 物 費																
バ イ オ マ ス 燃 料 費																
廃 棄 物 燃 料 費																
助 燃 費 及 び 蒸 気 料																
運 炭 費 及 び 運 搬 費																
核 燃 料 減 損 修 正 損 (又 は 核 燃 料 減 損 修 正 益 (貸 方))			(△)													(△)
濃 縮 関 連 費																
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 拠 出 金 費																
廃 棄 物 処 理 費																
特 定 放 射 性 廃 棄 物 処 分 費																
消 耗 品 費																
修 繕 費																
水 利 使 用 料																
補 償 費																
貸 借 料																
託 送 料																
事 業 者 間 精 算 費																
委 託 費																
損 害 保 険 料																
原 子 力 損 害 賠 償 資 金 補 助 法 負 担 金																
原 子 力 損 害 賠 償 資 金 補 助 法 一 般 負 担 金																
原 子 力 損 害 賠 償 資 金 補 助 法 特 別 負 担 金																
原 賠 ・ 廃 炉 等 支 援 機 構 負 担 金																
原 賠 ・ 廃 炉 等 支 援 機 構 一 般 負 担 金																
原 賠 ・ 廃 炉 等 支 援 機 構 特 別 負 担 金																
普 及 開 発 関 係 費																
養 成 費																
研 究 費																
諸 費																
貸 例 損																
諸 税																
固 定 資 産 税																
雑 税																
減 価 償 却 費																
普 通 償 却 費																
特 別 償 却 費																
試 運 転 償 却 費																
固 定 資 産 除 却 費																
除 却 損																
除 却 費 用																
廃 炉 拠 出 金 費																
共 有 設 備 費 等 分 担 額																
共 有 設 備 費 等 分 担 額 (貸 方)	△	△	△		△			△	△	△		△	△			△
非 化 石 証 書 関 連 振 替 額																
地 帯 間 購 入 電 源 費																
地 帯 間 購 入 送 電 費																
他 社 購 入 電 源 費																
新 エ ネ ル ギ ー 等 電 源 費																
そ の 他 の 電 源 費																
他 社 購 入 送 電 費																
非 化 石 証 書 購 入 費																
建 設 分 担 関 連 費 振 替 額 (貸 方)	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
附 帯 事 業 営 業 費 用 分 担 関 連 費	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
振 替 額 (貸 方)																
接 続 供 給 託 送 料																
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定 償 却 費																
賠 償 負 担 金 相 当 金																
廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 金																
廃 炉 等 負 担 金																
電 源 開 発 促 進 税																
事 業 税																
開 発 費																
開 発 費 償 却																
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)															△	△
合 計																

(記載注意)
補償費については、原子力損害の賠償に関する法律第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち以下に掲げる受入金等があった場合には、脚注として記載すること。
(1)賠償措置額及びその受入保険金又は受入補償金
(2)除染求償関連資金交付金の金額及びその受入除染求償関連資金交付金

別表第2
第6表 (1)

固定資産期中増減明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名																(単位 千円)
区 分 科 目		期 首 残 高				期 中 増 減 額						期 末 残 高				期末残高 のうち土 地の帳簿 原価（再 掲）
		帳簿原価	工 事 費 負担金等	減価償却 累 計 額	差 引 簿 額	帳簿原価 増 加 額	工 事 費 負 担 金 等増加額	減価償却 累 計 額 増 加 額	帳 簿 原 価 減 少 額	工 事 費 負 担 金 等減少額	減価償却 累 計 額 減 少 額	帳簿原価	工 事 費 負担金等	減価償却 累 計 額	差 引 簿 額	
電 気 事 業 固 定 資 産																
新エネルギー等発電等設備																
送 電 設 備																
変 電 設 備																
配 電 設 備																
業 務 設 備																
休 止 設 備																
貸 付 設 備																
附 帯 事 業 固 定 資 産																
事 業 外 固 定 資 産																
固 定 資 産 仮 勘 定																
建 設 仮 勘 定																
除 却 仮 勘 定																
原子力廃止関連仮勘定																
使用済燃料再処理関連加工 仮 勘 定																
区 分 科 目		期 首 残 高				期 中 増 減 額				期 末 残 高				摘 要		
						増 加 額		減 少 額								
核 燃 料																
装 荷 核 燃 料																
加 工 中 等 核 燃 料																
長 期 前 払 費 用																

(記載注意)

1 工事費負担金等の欄には、工事費負担金、下流増負担金、補助金等（以下「工事費負担金等」という。）を記載すること。

2 特別の事由により帳簿原価の修正が行われた場合には、期中増減額欄の帳簿原価増加額又は帳簿原価減少額に内書として記載し、その増減の事由を摘要欄を設けて記載すること。

第6表（2）

固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）

年 月 日 か ら
年 月 日 ま で

事業者名

（単位 千円）

無形固定資産の種類	取得価額			減価 累 計 額	期 末 残 高	摘 要
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額			
合 計						

- （記載注意）
- 1 固定資産仮勘定に属する無形固定資産については、記載しないこと。
 - 2 取得価額の欄には、帳簿原価から工事費負担金等を控除したものを記載すること。
 - 3 特別の事由により取得価額の修正が行われた場合には、取得価額欄の期中増加額又は期中減少額に内書として記載し、その増減の事由を摘要欄に記載すること。
 - 4 地役権のうち、償却対象となるものがある場合には、その金額を期末残高の欄に内書として記載し、その旨を摘要欄に記載すること。

第6表(3)

固定資産期中増減明細表(工事件名別再掲)

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	期中増加		期中減少	
	件 名	金 額	件 名	金 額
電気事業固定資産				
水力発電設備				
	計		計	
汽力発電設備				
	計		計	
原子力発電設備				
	計		計	
内燃力発電設備				
	計		計	
新エネルギー等 発電等設備				
	計		計	
送電設備				
	計		計	
変電設備				
	計		計	
配電設備				
	計		計	
業務設備				
	計		計	
休止設備				
	計		計	
貸付設備				
	計		計	
附帯事業固定資産				
	計		計	
事業外固定資産				
	計		計	

(記載注意)

主たるものについて工事件名別に区分して記載し、その他のものは「その他一括」として記載すること。

第6表（4）

固定資産期中増減明細表（建設仮勘定再掲）

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区分	期首残高	期 中 増加額	期 中 減少額	期末残高	期中増加		期末残	
					件名	金額	件名	金額
電気事業固定資産建設 工事口								
水 力 発 電 設 備								
汽 力 発 電 設 備								
原 子 力 発 電 設 備								
内 燃 力 発 電 設 備								
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 等 設 備								
送 電 設 備								
変 電 設 備								
配 電 設 備								
業 務 設 備								
電気事業固定資産建設 準備口								
附帯事業固定資産建設 工事口								
事業外固定資産建設工 事口								

(記載注意)

期中増加及び期末残の欄は主たるものについて工事件名別に区分して記載し、その他のものは「その他一括」として記載すること。

第7表

減価償却費等明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分		期末取得 価 額	当期償却額	償却累計額	期末帳簿 価 額	償却累計率(%)	
電 気 事 業 固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	建物					
		水力発電設備					
		新エネルギー等 発電設備					
		送電設備					
		構築物					
		水力発電設備					
		新エネルギー等 発電設備					
		送電設備					
		配電設備					
		業務設備					
		その他の設備					
		機械装置					
		水力発電設備					
		汽力発電設備					
		原子力発電設備					
		内燃力発電設備					
		新エネルギー等 発電設備					
		送電設備					
		変電設備					
		配電設備					
		業務設備					
		その他の設備					
	備品						
	水力発電設備						
	汽力発電設備						
	原子力発電設備						
	内燃力発電設備						
	新エネルギー等 発電設備						
	送電設備						
	変電設備						
	配電設備						
	業務設備						
	その他の設備						
	リース資産						
	水力発電設備						
	汽力発電設備						
	原子力発電設備						
	内燃力発電設備						
	新エネルギー等 発電設備						
	送電設備						
	変電設備						
	配電設備						
	業務設備						
	その他の設備						
	資産除去債務相当資産						
	水力発電設備						
	汽力発電設備						
	原子力発電設備						
	内燃力発電設備						
	新エネルギー等 発電設備						
	送電設備						
	変電設備						
	配電設備						
	業務設備						
	その他の設備						
	計						
	無 形 固 定 資 産	(何)					
		計					
合 計							
附帯事業固定資産							
事業外固定資産							
繰 延 資 産	創立費						
	開業費						
	株式交付費						
	社債発行費						
	開費計						

(記載注意)

- 1 無形固定資産欄については、非償却資産以外の無形固定資産について、水利権、ダム使用権、地役権等の種類別に記載すること。
- 2 期末取得価額欄には、帳簿原価から工事費負担金等を控除したものを記載すること。
- 3 事業者が採用している減価償却又は償却の基準を脚注として記載すること。ただし、個別注記表に記載されている場合には、その記載を省略することができる。

第8表

長期投資及び短期投資明細表

年 月 日現在

事業者名

(単位 千円)

長期投資	株 式	銘 柄	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
		計				
	社債、公社債、国債及び地方債	銘 柄	額面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
		計				
	諸有価証券	種類及び銘柄	取得価額又は出資総額	貸借対照表計上額	摘 要	
		計				
その他の長期投資	種 類	金 額			摘 要	
	計					
合 計						

短期投資	株 式	銘 柄	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
		計				
	社債、公社債、国債及び地方債	銘 柄	額面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
		計				
	諸有価証券	種類及び銘柄	取得価額又は出資総額	貸借対照表計上額	摘 要	
		計				
その他の短期投資	種 類	金 額			摘 要	
	計					
合 計						

(記載注意)

- 1 売買目的有価証券(市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的で保有するもの)、満期保有目的債券(満期まで所有する意図をもつて保有するもの)及びその他有価証券(売買目的有価証券、満期保有目的債券以外のもの)に区分して記載すること。
- 2 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が事業者の資本金額(株主資本の合計額が、資本金額に満たない場合には、当該合計額。以下この項において同じ。)の100分の1以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することが出来る。ただし、株式のうち投資有価証券に属するものについては、資本金額の100分の1を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄(貸借対照表計上額が僅少である銘柄を除く。)について記載すること。
- 3 記載を省略した株式については、銘柄の総数、総株式数、取得価額及び貸借対照表計上額を記載し、株式以外のものについては、公社債、国債、地方債、証券投資信託の受益証券、出資証券等に大別して、額面総額、取得価額及び貸借対照表計上額を当該各欄に記載すること。
- 4 社債及び公社債の銘柄は「何会社上担保付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は「何分利付国債」又は「何分利付何債」のように記載すること。なお、新株予約権付社債については、その旨を付記すること。
- 5 有価証券の取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、個別注記表に記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- 6 有価証券の評価基準について、簿価時価比較低価法(切り放し方式)を採用している場合には、「取得価額」欄の記載を省略することができる。
- 7 長期投資のうち、減債基金及び積立金、引当金、預り金等に対応して保有するものについては、摘要欄にその旨及びその貸借対照表計上額を再掲すること。
- 8 貸し付けた有価証券については、摘要欄にその貸借対照表計上額を記載すること。
- 9 貸付金のうち担保付きのものについては、摘要欄にその金額及び担保物件を記載すること。

第9表

社 債 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

銘 柄	発 行 年月日	発行 総額	償 還 額	期 末 未償還 高	発行 価額 (円)	利 率	担 保 〔 種 目 及 順 類 物 び 位 〕	償還 期限	期 末 未 償 還 残 高 内 訳		摘 要
									1 年を超えた後に 期限の到来するもの	その他のもの	
合計											

- (記載注意)
- 1 期中に償還済みとなつたものについても記載すること。
 - 2 銘柄は、「第何回社債」のように記載すること。なお、新株予約権付社債については、その旨を付記すること。
 - 3 発行総額及び期末未償還残高は、社債の発行価額がその額面金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額が異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額を記載すること。
 - 4 発行価額は、額面 1 0 0 円についての価額を記載すること。
 - 5 社債の発行による手取金の使途を摘要欄に記載すること。
 - 6 外国において社債を発行した場合は、金額を記載すべき欄に外貨建による金額を内書として記載すること。
 - 7 新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価額、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び会社法第 2 3 6 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を摘要欄に記載すること。
 - 8 社債と同時に募集しかつ同時に割り当てた新株予約権がある場合には、当該新株予約権について、発行すべき株式の内容、発行価額、株式の発行価額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合及び新株予約権の行使期間に関する事項を摘要欄に記載すること。
 - 9 当期増減額を期末未償還残高の合計欄に内書として記載し、その旨を付記すること。
 - 1 0 利率の合計欄には利率を期末未償還残高により加重平均した率を記載すること。

第10表

借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名											(単位 千円)	
長期借入金	借入先	期首残高	期増加額	期中減少額	期末残高	利率	返済期限	期末残高内訳		摘要		
								1年を超えた後に期限の到来するもの	その他のもの			
	合計											
長期未払債務	相手先及び種類	期首残高	期増加額	期中減少額	期末残高	利率	返済期限	期末残高内訳		摘要		
								1年を超えた後に期限の到来するもの	その他のもの			
	合計											
リース債務		期首残高	期増加額	期中減少額	期末残高	利率		期末残高内訳		摘要		
								1年を超えた後に期限の到来するもの	その他のもの			
雑固定負債	相手先及び種類	期首残高	期増加額	期中減少額	期末残高	利率	返済期限	期末残高内訳		摘要		
								1年を超えた後に期限の到来するもの	その他のもの			
	合計											
短期借入金	借入先	期首残高	期増加額	期中減少額	期末残高	利率		摘要				
	合計											
コマーシャル・ペーパー		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	利率		摘要				

(記載注意)

1 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を摘要欄に記載すること。

2 長期借入金、長期未払債務、リース債務及び雑固定負債については、1年以内に期限の到来するもの及び既に期限が到来したものを含む。

3 リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合には、当該リース債務に関する記載を要しない。

4 長期借入金及び短期借入金の利率の合計欄には、利率を期末残高により加重平均した率を記載すること。

5 リース債務の利率の欄には、利率を期末残高により加重平均した率を記載すること。ただし、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を摘要欄に記載すること。

6 長期借入金及び短期借入金の金額が重要でないものは、借入先を一括して記載することができる。

7 長期未払債務及び雑固定負債の金額が重要でないものは、相手先及び種類を一括して記載することができる。

第11表（1）

引 当 金 明 細 表
年 月 日 から
年 月 日まで

事業者名 (単位 千円)

区 分	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	摘 要
			目 的 使 用	そ の 他		

(記載注意)

- 1 区分欄には、貸借対照表に掲げられている各引当金の科目名を記載すること。
- 2 期中減少額のその他欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その減少の理由を摘要欄に記載すること。ただし、同一の引当金について2以上の異なる理由による減少があるときは、その理由及び金額を区分して記載すること。
- 3 退職給付引当金の期中減少額は、期中減少額の欄に、目的使用及びその他の区分をせずに記載すること。

第11表（2）

資 産 除 去 債 務 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額	期 末 残 高

(記載注意)

貸借対照表に計上されている資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。

第 12 表

その他重要事項明細表

事業者名

(単位 千円)

[illegible]

第13表

関係会社株式明細表

年 月 日現在

事業者名

(単位 千

銘 柄	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
計				

(記載注意)

株式の取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法要欄に記載すること。ただし、個別注記表に記載されている場合には、その記載を省略することができる。

第 1 4 表

電灯料及び電力料明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分		販 売 電力量 (MWh)	販売電力料金			1 k W h 当 たり平均単 価 (銭)
			基 本 料 金	電力量 料 金	合 計	
電 灯 料	定 額 電 灯					
	従量電灯 A (又は従量電 灯 A 及び B)					
	従 量 電 灯 B					
	従 量 電 灯 C					
	臨 時 電 灯					
	農 事 用 電 灯					
	公衆街路灯 A、B 及び C					
	(何)					
	雑 口					
	電 灯 計					
電 力 料	業 務 用 電 力					
	低 圧 電 力					
	高 圧 電 力 A					
	高 圧 電 力 B					
	臨 時 電 力					
	農 事 用 電 力					
	(何)					
	雑 口					
	電 力 計					
電 灯 電 力 計						

(記載注意)

- 1 特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款に基づき販売したもののみ記載すること。
- 2 上記以外の料金を設定した場合は、(何) の欄にその料金を種類別に記載すること。ただし、供給方式、約款の内容等が類似するものについては、一つの種類として整理することができる。
- 3 基本料金には、定額電灯の需要家料金、従量電灯の最低料金、公衆街路灯 A の需要家料金及び公衆街路灯 B の最低料金を含む。

・円)

要

を摘
でき

付表（従量電灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力A及び高圧電力Bの
販売電力量及び電力量料金再掲）

項 目	供 給 約 款 の 単 価 区 分	販 売 電 力 量 (MWh)	電力量料金 (千円)
従 量 電 灯 A (又は従量電灯 A 及 びB) 計	円 銭 円 銭 円 銭 —		
従 量 電 灯 B 計	円 銭 円 銭 円 銭 —		
従 量 電 灯 C 計	円 銭 円 銭 円 銭 —		
業 務 用 電 力 計	円 銭 円 銭 —		
低 圧 電 力 計	円 銭 円 銭 —		
高 圧 電 力 A 計	円 銭 円 銭 —		
高 圧 電 力 B 計	円 銭 円 銭 —		

第 1 5 表

託送収益明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

		送電電力量 (MWh)	供 給 電 力 料 金		
			基本料金	従量料金	合 計
接 続 供 給 託 送 収 益					
基 準 接 続 託 送 供 給 収 益					
需要側託送料供給料金の回収に係る収益					
発電側託送料供給料金の回収に係る収益					
インバランスの供給に係る収益	()				
賠償負担金の回収に係る収益					
廃炉円滑化負担金の回収に係る収益					
配電事業に係る譲受価格・ 借受価格等の定期支払額					
そ の 他 託 送 収 益					

(記載注意)

- 1 基本料金の欄には固定的に支払いを受ける料金、従量料金の欄には電気の使用量に応じて支払いを受ける料金を記載すること。
- 2 送電電力量の欄の () 内には、インバランスの供給量の再掲分を記載すること。

第16表

財 務 費 用 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
電 気 事 業 財 務 費 用		
支 払 利 息		
株 式 交 付 費		
株 式 交 付 費 償 却		
社 債 発 行 費		
社 債 発 行 費 償 却		
附 帯 事 業 財 務 費 用		
(何) 事 業 財 務 費 用		
財 務 費 用 合 計		

(記載注意)

- 1 電気事業に係る財務費用を電気事業財務費用欄に、附帯事業に係る財務費用を附帯事業財務費用欄に記載すること。
- 2 附帯事業財務費用欄の内訳科目は、第2表の損益計算書の附帯事業営業費用の内訳科目に準じて記載すること。

第 1 7 表

再エネ特措法賦課金等明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

	電力量 (MW h)	金 額 (千円)
再エネ特措法賦課金		
電灯料と併せて回収するもの		
電力料と併せて回収するもの		
再エネ特措法買取費		
他社購入電源費に含まれるもの		

(記載注意)

- 1 交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給を含めた総額を記載すること。
- 2 再エネ特措法買取費は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 2 3 年法律第 1 0 8 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に関して、当該調達に要した費用の総額(調整交付金を控除する前の金額)を記載すること。